

## 1 総則

### (1) 概要・目的

本議会は、二元代表制の趣旨に則り、議事機関・議決機関、住民代表機関として、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害支援活動を行うことが求められる。

足利市議会災害時業務継続計画（以下「議会BCP」という。）は、大規模災害時（以下、「災害時」という。）における議会機能の早期回復、市民の生命、財産を守るために必要な支援の実施及び市民生活の早期安定を目的とし、議会の組織体制、指揮系統等及び議員の行動基準について定めるものである。

※BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）。議会機能を概ね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画をいう。

### (2) 基本方針

#### ア 議会機能の早期回復

議会は、議事・議決機関として、市の団体意思を決定するとともに、執行機関の事務執行をチェックすること、また、住民代表機関として市民ニーズの反映すること等、重要な役割を担っている。

災害時においても、この機能が早期回復できるよう必要な措置をとる。

#### イ 議員の行動指針

議員は、議会の機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本である。しかし、議員は災害時、特に災害初動期にあつては、その役割とは別に、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常の事態に即応した地域の一員としての活動を果たす役割が求められる。

災害時における議員の行動指針及び議員自身の安全確保、安否確認等について必要な事項を定める。

#### ウ 市との相互連携

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは危機管理課をはじめとする行政の関係課である。議会は、議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害初期において、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務に奔走し、混乱上にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックすることが必要である。そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

## 2 想定する災害

想定する災害は、次表のとおりである。

議会BCPに定める議会の組織体制及び指揮系統等及び議員の行動基準は、市の災害対応と高い関連性を有していることから、足利市災害対策本部（以下「市対策本部」という。）が設置される災害基準に準拠する。

表1 想定する災害

種別	基準
震災	①市域に震度5強以上を観測したとき ②災害警戒本部において災害対策本部の必要性が認められたとき ③その他総合的な応急対策を必要としたとき

風水害等	① 市内に気象注意報、気象警報、気象特別警報その他災害に関する情報が発表される等、大規模な災害発生のおそれがあるとき ② 市内に暴風雨、豪雨、洪水、大火、爆発等の災害が発生し、救助を要し、り災世帯数が 100 世帯以上に及ぶ又は及ぶおそれがあるとき ③ 市内に電車、バス、航空機等の交通機関の重大な事故により、多数の死傷者を生じたとき
原子力災害	① 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市域において屋内退避又は避難が必要となるおそれがあるとき。 ② その他市長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき。

### 3 組織体制

#### (1) 災害対策支援本部の設置

議長は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため市対策本部等の設置後、速やかに足利市議会災害対策支援本部（以下「支援本部」という。）を設置し、議員及び市対策本部にその旨を通知するものとする。支援本部は、議長と副議長、議会運営委員会委員で構成し、議会としての意思決定を行うに当たっての事前調整・協議の場としての役割を担うものとし、設置基準は次のとおりとする。

#### <主な役割>

役職	本部長	副本部長	本部員
構成員	議長	副議長	議会運営委員会委員
議員名	柳	横山	鶴貝、金子、小林、斎藤、栗原、平塚
主な役割	支援本部を設置し、会議の事務を統括する	本部長を補佐し、本部長が欠けた場合には、その職務を代理する	本部長の指示のもと、次の役割に当たる ① 議会の機能維持のための資源確保（人的、情報通信、議場等）に関すること ・ 支援本部の運営 ・ 議員の安否確認 ・ 議員の参集 ・ 情報収集・伝達手段の確保 ・ 代替場所の選定 ② 議員と市対策本部との連絡調整に関すること ・ 災害情報の収集・一元化 ・ 市本部への情報提供 ・ 市からの情報を議員に伝達 ・ 市の災害対策本部等との連携に関すること ③ 議員の招集等に関すること ・ 災害対策支援会議（以下「支援会議」という。）の開催 ・ 本会議、委員会の開催 ・ 本会議、委員会の協議事項など ④ その他、災害対応に必要と考えられること

## (2) 地区組織の設置

地区組織に隊長及び副隊長を置き、議長及び副議長以外の議員はいずれか1つの地区組織に所属し、所属する地区組織の被災状況及び避難所等の調査を行い支援本部に報告する。

地区組織の所管及び区域及び地区担当議員は、議員の住所等を考慮して議員の改選の都度議長がこれを定める。(下記の地区組織一覧を参照)

### <主な役割>

担当地区の被災状況及び避難所等の状況を調査し、隊長を経て支援本部へ報告する。

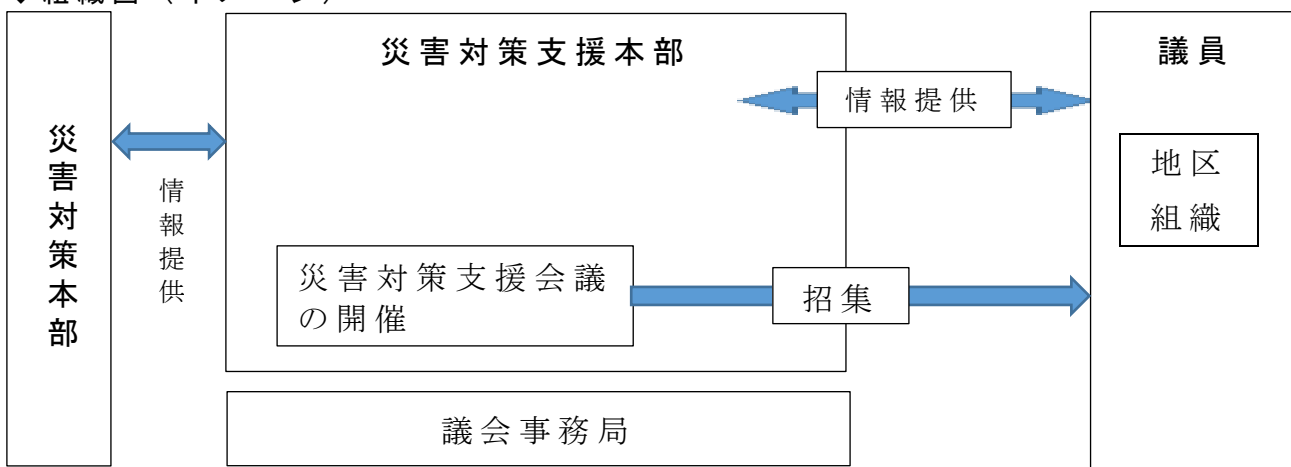
### ◆地区組織一覧

	区分	隊員数	隊長	副隊長	隊員
1	河北 (中央・東・北)	10	平塚	渡辺	平塚、斎藤、金子、鶴貝(議会運営委員) ①西田②渡辺③富永④大谷⑤中島⑥藤本
2	河北(西)	5	小林	須田	小林(議会運営委員) ①中山②黒川③大須賀④須田
3	河南	7	栗原	杉田	栗原(議会運営委員) ①尾関②荻原③吉田④杉田⑤末吉⑥鳥井
	合計	22			

※隊長は地区組織の隊員のうち議会運営委員から選出する。ただし、議会運営委員が地区組織に在籍しない場合はこの限りではない。

※隊長及び副隊長を1名ずつ選出。(下段隊員の丸数字は副隊長が欠けたときの優先順位)

### ◆組織図(イメージ)



## 4 各組織の活動及び議員の行動基準

### 平時

#### <議員>

##### ア 地区の災害対策の把握

日頃から担当地区の災害対策を把握しておく。

##### イ 自身と家族の安全確保対策

日頃から自身と家族の安否確認等の手段(メール、FAX等)を確保しておく。

##### ウ 地域の消防団及び自主防災会などにおける活動

消防団及び自主防災会などの活動の重要性については十分理解するところであるが、その活動の性格上、災害時における議員の役割との競合が予想されることから、原則として一構成員である団員にとどめ、消防団の団長、分団長、自主防災会の会長などの会長等の役職には就任しない。

## ＜議会事務局＞

### ア 議員との連絡手段の確保

メール、FAX等による連絡手段を確保しておく。

### イ 本部設置に係る整備等

災害時に備え、日頃から緊急連絡や行動計画の訓練に努める。

## 災害発生時

### ◎初動期

#### (1) 議会の役割

議会BCPが対象とする災害が発生したとき、足利市議会は支援本部を設置し、市民の安全確保と災害復旧に向け、災害支援活動を行うための体制整備を行う。また、市対策本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

#### (2) 支援本部の役割

市対策本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、支援本部を通して市対策本部に提供する。また、市対策本部からの情報を支援本部を通じて議員に提供する。

#### (3) 議員の基本的行動と役割

議員は、災害時に速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、議会に支援本部が設置されたときは、議員本人の所在確認等の被災状況報告を議会事務局へ別記様式1により報告し、自身と家族の安全が確保された段階で次の行動を行うものとする。

- ① 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。
- ② 市対策本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を別記様式2により支援本部に提供する。  
なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（「119」）するなど、緊急性の高い情報については関係機関へ連絡する。
- ③ 支援本部からの情報を市民に提供する。

#### (4) 議会事務局

市対策本部が設置された場合、市議会事務局は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。災害が勤務時間外に発生した場合においては、職員、家族の安全が確保された段階で、速やかに市議会事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

- ① 来庁者の避難誘導、被災者の救出、支援を行う。
- ② 市議会事務局職員の安否を確認する。
- ③ 正副議長の安否を確認する。
- ④ 市役所本庁舎3階（議員控室等）にいる議員の安否を確認する。
- ⑤ 市役所本庁舎3階議会関連施設の被災状況を確認する。
- ⑥ 支援会議の開催を準備し、事務の補佐を行う。
- ⑦ 市対策本部との連絡体制を確保する。
- ⑧ 災害関係情報を収集・整理する。
- ⑨ 議会関係施設の被災状況により、会議場所の確保をする。

### 【Case 1】災害発生が勤務中における議会及び議員の行動

#### ① 本会議、全員協議会、議員総会及び各派幹事長会議（以下「本会議等」という。）が開催中の場合

ア 議長は、直ちに本会議等を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。

イ 議長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の本会議等を閉じることができる。

ウ 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

**② 常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び常任委員協議会（以下「委員会等」という。）が開催中の場合**

- ア 委員長は、直ちに委員会等を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保したうえで、委員会等における被災状況を議長及び副議長（以下「議長等」という。）に報告する。
- イ 委員長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の委員会等を閉じることができる。
- ウ 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

**③ 常任委員会又は会派等による視察（出張）を行っている場合**

- ア 委員長又は会派代表者等視察団の責任者は、視察先にて災害等が発生したときには、速やかに被災状況等を議長等に報告する。
- イ 視察団の責任者は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認められたときは、視察を終了し帰市（管内視察にあつては帰庁）する。
- ウ 議長等は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認められたときは、視察団に対し、視察の終了又は帰市若しくは帰庁を命じることができる。

**④ 議長等が出張している場合**

- ア 原則として、前記③と同様の対応とする。
- イ 議長が出張中のときは、帰市又は帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

**【Case 2】災害発生が勤務外（本会議等及び委員会等が開催されていないとき並びに議員自身が登庁していない場合）における議会及び議員の行動**

- ア 議員は、災害が発生した時は、自身や家族等の安全を確認し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否とその居所及び連絡先を、別記様式1により連絡する。
- イ 議員は、支援本部の指示があるまでは、地区組織の活動に専念する。
- ウ 議員は、地域における被災者の安全確保、避難場所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等からの登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

**◎ 応急活動期（4日から10日程度）**

**（1）支援本部の役割**

- ① 発災時から継続して、市対策本部と連携し、支援本部で収集・整理した情報を市対策本部へ提供するとともに全議員へ情報提供する。
- ② 支援本部の今後の取り組みや日程等について検討を始める。
- ③ 支援会議の開催  
議長は、支援会議を招集する。  
会議等の情報については、メール、FAXを使用し、全議員に周知する。

**（2）議員の役割（初動期から継続）**

- ① 地域の災害救援活動及び災害復旧活動に協力・支援を行う。
- ② 市対策本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を別記様式2により支援本部に提供する。  
なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（「119」）するなど、緊急性の高い情報については関係機関へ連絡する。
- ③ 支援本部からの情報を市民に提供する。

## ◎ 復旧活動期（11日目以降）

### （1）支援本部の役割

- ① 応急活動期から継続して、市対策本部と連携する。市対策本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ、市対策本部に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を受ける。
- ② 議会開催のため、開催場所の確保などの環境整備を行う。

### （2）議会の役割

- ① 臨時議会等を開催し、災害対策及び必要経費等を速やかに審議する。
- ② 迅速な復旧・復興の実現に向け支援本部で検討・調整した内容について、国・県その他の関係機関に対し、要望するなどの活動を行う。
- ③ 議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえながら、復旧・復興が迅速に進むよう市対策本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。

## 5 業務継続のための資源に関する対策

### （1）議員（人）

- ① 安全確保と安否確認がスタートとなる。（別記様式1）
- ② 議員それぞれが明確な行動基準に基づき対応する。

### （2）連絡手段（通信）

- ① 複数の手段の確保（メイン通信、サブ通信手段を用意）
- ② 連絡体制の確立（6 災害発生時における連絡体制を参照）

### （3）議場（代替施設）

災害時、支援本部は市役所本庁舎3階が使用可能かを確認し、使用不可能な場合の代替施設は、足利市地域防災計画で定める代替庁舎候補施設を参考に協議の上、議長が定める。（別紙 代替庁舎候補施設一覧を参照）

### （4）食糧、飲料水

日ごろから議員各自で、食糧と飲料水の3日分を目安に備蓄すること。

## 6 災害発生時における連絡体制

### （1）安否確認等

ア 議会BCPが対象となる災害が発生したときは、議員は次のアドレスに自身の安否、居所及び連絡先を別記様式1により送信する。

[gikai@city.ashikaga.lg.jp](mailto:gikai@city.ashikaga.lg.jp)

なお、メール等の使用が制限され、又は携帯電話が使用不能の場合はFAXを使用し、市議会事務局に連絡するものとする。

FAX：0284-21-2334

イ 支援本部からの情報提供

支援本部からの情報提供については、足利市災害対策本部からの情報を適宜、全議員配付資料として登録の携帯電話等でのメール等により提供する。

ウ 登録メールアドレスの変更等について

議員は、登録メールアドレスを変更・削除する場合は、その都度、市議会事務局にその旨を連絡するものとする。

### ※災害用伝言ダイヤル等

電話やメールの通信機能が使えないときは、LINE等のSNSや災害用伝言ダイヤル（「171」）を利用するなど通信手段を確保する。

○災害用伝言ダイヤル（171）の基本的操作方法

伝言の録音方法	
<p><b>【電話で録音】</b></p> <p>「171」をダイヤル ▽</p> <p>録音は「1」を入力 ▽</p> <p>「0284-20-2204」 （市議会事務局の電話）を入力 ▽</p> <p>「1」を入力 ▽</p> <p>メッセージを録音（30秒以内） ▽</p> <p>「9」で終了</p>	<p><b>【インターネットで登録】</b></p> <p>「web171」へアクセス (<a href="https://www.web171.jp">https://www.web171.jp</a>) ▽</p> <p>利用規約に「同意」 ▽</p> <p>「0284-20-2204」 （市議会事務局の電話）を入力 ▽</p> <p>メッセージを入力 ▽</p> <p>伝言の登録</p>

伝言の再生方法	
<p><b>【電話で確認】</b></p> <p>「171」をダイヤル ▽</p> <p>再生は「2」を入力 ▽</p> <p>「0284-20-2204」 （市議会事務局の電話）を入力 ▽</p> <p>「1」でメッセージの再生開始 ▽</p> <p>繰り返し再生は「8」を入力 次の伝言の再生は「9」を入力 ▽</p> <p>再生後のメッセージの録音は「3」 を入力</p>	<p><b>【インターネットで確認】</b></p> <p>「web171」へアクセス (<a href="https://www.web171.jp">https://www.web171.jp</a>) ▽</p> <p>利用規約に「同意」 ▽</p> <p>「0284-20-2204」 （市議会事務局の電話）を入力 ▽</p> <p>メッセージを確認 ▽</p> <p>返信のメッセージの登録</p>

## **7 議会の防災訓練**

議会BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練（机上訓練・図上演習など含む。）の毎年1回の実施に努める。

## **8 計画の運用**

### **（1）議会BCPの見直し**

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画を充実させていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

### **（2）見直し体制**

議会BCPの見直しは、支援本部を構成する議員（正副議長及び議会運営委員）を中心に行うものとする。



**議員安否確認表**

確認日時	月日	
	時間	
確認者名		

議員氏名	
議員住所	

安否状況	議員本人	被災	有 ⇒ 重体 重症 軽症 その他 ( )
			無
	家族	被災	有 ⇒ 配偶者 子ども その他 ( )
所在地	市内	⇒ 自宅 自宅外 ( )	
	市外	⇒ 場所 ( )	
所在地	被害	有 ⇒ 全壊 半壊 一部破損 床上浸水 床下浸水 その他 ( )	
		無	
参集の可否	可	否	参集可能な時期
連絡先			
地域の被災状況			
その他			

**情報収集連絡表**

※「受信者氏名」「受信日時」「第〇報」は、議会事務局で記入

受信者氏名	
受診日時	
第 報	

報告日時	月日	
	時間	
議員氏名		
連絡先		

発生概況	発生場所 (地域)	地区名	自治会				発生日時	月日		
		住所						時刻		
被害状況	死傷者	死者		不明		住家	全壊		一部破損	
		負傷者		計			半壊		床上浸水	
									床下浸水	
応急対策の状況										
市民の避難状況										
市民のニーズ										